

# 社労 think NEWS (併設 社労士家村事務所)

— 2025年 秋号 —



～事務所宣言～ 私たちは男女が  
ともに安心して子育てをし、仕事に  
打ち込める社会を目指します

T101-0022

東京都千代田区神田練堀町73 プロミエ秋葉原701

TEL 03-3256-4864 FAX 03-3256-4865

E-mail [k@iemura.jp](mailto:k@iemura.jp) URL <https://sr-wakariyasuku.com/>

## 最低賃金引上げ

10月から、地域別最低賃金が改定されます。全国加重平均の上昇額は66円（昨年度は51円）となり、昭和53年度に目安制度が始まって以降で最高額となります。また、最高額と最低額の格差は11年連続で縮まっています。

関東地方の現時点での答申状況は以下の通りです。

都道府県名	新最低賃金予定額 (引上げ幅)	発効日 (予定)
茨城県	1,074円 (69円↑)	2025/10/12
栃木県	1,068円 (64円↑)	2025/10/1
群馬県	1,063円 (78円↑)	2026/3/1
埼玉県	1,141円 (63円↑)	2025/11/1
千葉県	1,140円 (64円↑)	2025/10/3
東京都	1,226円 (63円↑)	2025/10/3
神奈川県	1,225円 (63円↑)	2025/10/4

最低賃金は正社員、パートタイマー、アルバイト、嘱託等、雇用形態に関係なく、原則として、各都道府県内の事業場で働く全ての労働者に適用されます。性別、国籍、年齢の区別もありません。

例えば、東京都の場合には、最低賃金改定後には、1日8時間労働で日給9,808円、月の労働日数が22日の場合、月給215,776円以上の賃金を払う必要があります。

[日給制や月給制の労働者についても、最低賃金を下回っていないかどうか](#)をご確認ください。

なお、今年最低賃金の引き上げ時期（発効日）が例年の10月より遅れる県が全国で相次いでいます。発効日の遅れは賃金アップの遅れを意味しますが、引上げの目安である63円～64円を大幅に引き上げる一方で発効日を遅らせる県も出てきています。（発効予定日は、答申公示後の異議の申出状況等により変更となる可能性があります。）

## (大学生) アルバイトの健康保険の被扶養者認定

今年度の税制改正で、19歳以上23歳未満の扶養親族の特定扶養控除の要件見直しがあったことを受けて、健康保険の被扶養者認定についても変更があります。

10月1日以降の扶養認定日から年間収入要件の取り扱いが変わり、現在は、「年収130万円未満」のところ、「**年収150万円未満**」に変わります。なお、年収以外の扶養認定の要件には変更はありません。

19歳以上23歳未満の年令は、扶養認定日が属する年の12月31日時点の年令で判定します。例えば今年11月に19歳の誕生日を迎える場合には、（現在の年令は18歳ですが）年収要件は150万円未満となります。

その人が23歳になる2029年の年収要件は（11月までは22歳ですが）130万円未満に戻ります。

なお、便宜上（大学生）アルバイトとタイトルをつけましたが、実際には、税制改正における取り扱いと同様、**学生であることの要件はなく、あくまでも、年齢によって判断します。**

詳しくは下記をご覧ください。

<https://www.nenkin.go.jp/oshirase/taisetu/2025/202508/0819.html>

## 弊所の体制について

弊所へのご相談やお問合せはメールまたは事務所電話03-3256-4864までお願いします。ZoomやWebex等の面談にも対応しております。

